

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 六
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 六
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 六
 - 土地改良法により換地処分をした件 六
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 六
 - 森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 六
 - 道路の区域を変更する件 六
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件二件 六
- 公 告**
- 争議行為を行う旨通知があつた件 六
 - 肥料の検査の結果の概要を公表する件 六

告 示

福島県告示第八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年二月二十日から同年六月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

ドラッグコスモス泉玉露店 福島県いわき市泉玉露二丁目十番三十二

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社コスモス薬品

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

住所 福島県福島市博多区博多駅東二丁目十番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社コスモス薬品

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

住所 福島県福島市博多区博多駅東二丁目十番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年十月十日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百三十三平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 七十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三十四台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 五十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十・九四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和八年二月九日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年二月二十日から同年六月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の代表者の氏名の変更 三件、小売業を行う者の退店 一件）

三 届出年月日

令和八年二月六日

四 届出をした者

NTT・TCリース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、雨沼地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年二月二十四日から
同 年三月十六日まで （二十一日間）

三 縦覧の場所

国見町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和八年一月三十日西向地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村基盤整備課）

福島県告示第九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を広野町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

岡本ミツイ 黒田貴宏 渡邊真綱 坂口正克

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和八年福島県告示第十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内

容の要旨は、次のとおりである。
令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
加藤義雄 角田一男 角田政雄 角田藤真 星好一 星文彌
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和八年福島県告示第八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第九十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。
令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 区域及び期間
 - 1 区域 福島県一円
 - 2 期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 二 森林病害虫等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
 - 一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除（松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕（破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破砕を行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をいう。）を行う場合は、この限りでない。
- 四 命令をしようとする理由
県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

（森林保全課）

福島県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和八年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一八号	石川郡石川町字大橋一 九六番九地先から 同 郡同 町大字塩沢 字大石一一一番四四地 先まで	二八・二一	二八・五	二八・五 二二・〇	一八五・二
		二八・二一	二八・五		

（道路計画課）

福島県告示第九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 土砂災害警戒区域					
区 域 名	区 域	原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	次の図のとおり	
沢入	双葉郡双葉町大字上羽鳥字沢入	土石流	土石流		
舘沢 A	同 郡同 町大字山田字舘沢	土石流	土石流		
竹ノ入	同 郡同 町大字山田字竹ノ入	土石流	土石流		
舘沢 B	同 郡同 町大字山田字舘沢	土石流	土石流		
道六神	同 郡同 町大字松迫字道六神	土石流	土石流		

川田

同 郡富岡町大字大菅字川田

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(砂防課)

公 告

公告第四十一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長齋藤文字から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和八年二月十二日付けで通知があった。

令和八年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 日時 令和八年三月十二日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、医療生協郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、小名浜生協病院訪問看護ステーションかもめ、小名浜生協病院訪問ヘルパーステーション、医療生協デイサービスセンター岡小名、小名浜生協病院通所リハビリテーション、医療生協在宅福祉センター、医療生協会津若松診療所、医療生協きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、JA福島厚生連農村健康センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、JA福島厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、竹田綜合病院通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第四十二号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和七年十二月から令和八年一月までに収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年二月二十日

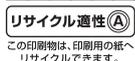
福島県知事 内堀 雅 雄

令和七年12月分から令和八年1月分まで
(特殊肥料)

特殊肥料の指 料の指 定名	生産業者 又は販売 業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考				
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCaO (%)	TMgO (%)	TZn (mg/ kg)	TCu (mg/ kg)		C/N (%)	水分 (%)		
堆肥	株式会社 T・ユニ オンデ ライ	ユニオン堆 肥	0.4	0.3	0.7	—	—	—	—	40	10	18	60.7	
堆肥	株式会社 フエリス ラテ	フエリスラ テ育成堆肥	0.7	0.7	1.6	—	—	—	—	—	—	18	64.3	
堆肥	株式会社 辰巳屋	杉玉	0.9	0.6	0.7	2.5	0.2	—	—	—	—	—	—	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCaO—石灰全量、TMgO—苦土全量、TZn—亜鉛全量、TCu—銅全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
(農業総合センター)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷